

# 役員事務局分掌規程

## 一般社団法人日本パラサイクリング連盟

第1条 組織規程に基づき、役員の分掌については、この規程の定めるところによる。

第2条 事務局に次の3部会・1委員会を置き、その業務・執行を分掌させる。

強化・育成部会

普及部会

広報部会

コンプライアンス委員会

第3条 強化・育成部会においては、次の業務・執行をつかさどる。

- (1) 強化・強化育成選手の発掘に関する事。
- (2) 強化・強化育成選手の指定・解除に関する事。
- (3) 強化・育成の方針の決定・実行に関する事。
- (4) 強化拠点利用に関する事。
- (5) パラリンピック・世界選手権・ワールドカップ等国際大会及び国内大会の選手・役員選考に関する事。
- (6) 強化・育成に携わるスタッフの選定・解除に関する事。
- (7) 強化・強化育成選手のクラス分けの事。
- (8) アンチ・ドーピングに関する事。
- (9) 強化・強化育成選手の健康に関する事。
- (10) 強化・強化育成選手のケア・トレーニングに関する事。
- (11) 強化・強化育成選手の栄養に関する事。
- (12) その他他の部会に属しない事。

第4条 普及部会においては、次の業務・執行をつかさどる。

- (1) パラサイクリングの普及活動に関する事。

第5条 広報部会においては、次の業務・執行をつかさどる。

- (1) メディア・地方自治体等への対応に関する事。
- (2) 強化・強化育成選手の写真の保存・整理に関する事。
- (3) ホームページ・FACEBOOK等の更新・管理に関する事。
- (4) パラサイクリングに関するパンフレット作成・配布に関する事。

第6条 コンプライアンス委員会においては、次の業務・執行をつかさどる。

- (1) コンプライアンスに関する問題の防止及び解決等に関すること。

附則

本規定は、平成28年12月1日から施行する。